

■議案第53号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）が令和2年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、関係する四万十町税条例の一部を改正するものです。

【主な条例改正内容】

新型コロナウイルス感染症等に係る各種特例措置

（1）徴収猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設けます。

※令和2年2月1日から令和3年1月31日までの納期限到来分について適用

（2）中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又は零とします。

※令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高を前年の同期間と比較した場合の減少幅に応じて次表に掲げる割合

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	零

（3）住宅借入金等特別税額控除の特例

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居した場合と同様の住宅ローン控除を受けられるよう適用要件を弾力化します。

（4）軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

軽自動車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長します。

※令和3年3月31日までの取得分について適用

【施行期日】

公布の日。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり